

別紙 18（効果促進事業に係る運用）

第 1 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 13 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 13 の第 2 から第 6 までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2	基幹事業	交付要綱別表 1 の 1 の (1) から (5) までの事業
第 3	都道府県	沖縄県